

平成 27 年9月4日作成
平成 30 年 7 月 1 日修正

日本青果物輸出促進協議会の会員募集について

日本青果物輸出促進協議会は、国産青果物及びその加工品(以下、「国産青果物等」という。)の輸出促進に必要な事業、国産青果物等の輸出に係る情報の収集・提供等を通じて、国産青果物等の輸出を促進することを目的として平成 27 年 5 月 28 日に設立されました。

協議会は、この目的を達成するため、次の事業を行うこととしています。

- (1) 国内外での国産青果物等のPR
- (2) 展示会・セミナー等の実施
- (3) 海外マーケティング調査
- (4) 産地間連携及び輸出環境整備等に関する検討会の開催
- (5) 国産青果物等の輸出事業者による輸出活動等の支援
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

オールジャパンでの取り組みを進めていくため、協議会の目的に賛同する団体等を募集しています。

募集要領は次のとおりです。(募集は随時行っています。)

- 1 協議会の目的に賛同する団体等であること
- 2 別紙の入会申し込みを協議会事務局に郵送すること。
併せて、団体等の定款、財務諸表及び事業計画を郵送すること。
- 3 理事会での承認後、入会金 1 万円、年会費 6 万円を納入すること。

入会申し込み郵送後の手続きは次のとおりです。

- 1 理事の承認(随時実施)
↓
- 2 承認後に申込者に承認の通知及び年会費等の請求(振込み先等通知)
↓
- 3 申込者による振込み

郵送先(照会先)

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13、三会堂ビル 2 階
(公財)中央果実協会内
日本青果物輸出促進協議会事務局
事務局長 荻野 英明
TEL 03-3586-1207、FAX 03-5570-1852

入会及び退会規程

(目的)

第 1条 この規程は、日本青果物輸出促進協議会規約(以下「規約」という。)第6条、第8条及び第9条の規程に基づき、この協議会の会員の入会、記載事項の変更及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第 2条 この協議会の会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書(別紙1)を会長に提出し、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(入会金及び会費)

第 3条 入会金及び会費の納入に関する規程は、規約第7条により総会決議を経て別に定める入会金及び会費納入規程による。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第 4条 入会者は、この協議会の管理する会員名簿に登録する。

- 2 第2条に定める入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、変更届(別紙2)の提出を求める。
- 3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取扱わねばならない。

(退会事由及び手続)

第 5条 この協議会を退会しようとする会員は、退会届(別紙3)を提出して、任意に退会することができる。

- 2 退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 3 会員の資格を喪失した場合は、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第 6条 前条の規程により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会の申込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、再入会を認めないこととする。

(改 廃)

第 7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て総会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、平成27年5月28日から施行する。

(別紙 1)

入会申込書

平成 年 月 日

日本青果物輸出促進協議会
会長殿

日本青果物輸出促進協議会の規約の趣旨に賛同し、会員として入会致したく申し込みします。

| | |
|-----------------|---|
| フリガナ | |
| 社名又は団体名 | |
| 社名又は団体名 の英文名 | |
| 代表者の氏名及 び役職 | 印 |
| 所在地 | |
| 担当者氏名及び 所属役職 | |
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |
| メールアドレス | |
| 事業内容 | |

事務局記入

| | |
|-----|------|
| 受付日 | 受付番号 |
|-----|------|

(別紙 2)

変更届

平成 年 月 日

日本青果物輸出促進協議会
会長殿

平成〇年〇月〇日付で提出しました入会申込書について、以下のとおり変更となりましたので届出します。

| | | |
|----------------|---|--------|
| 社名又は団体名 | 旧 | (フリガナ) |
| | 新 | (フリガナ) |
| 代表者の氏名及び 役職 | 旧 | 印 |
| | 新 | 印 |
| 所在地 | 旧 | |
| | 新 | |

※旧については全て、新については変更箇所のみ記載。

事務局記入

| | |
|-----|------|
| 受付日 | 受付番号 |
|-----|------|

(別紙 3)

退 会 届

平成 年 月 日

日本青果物輸出促進協議会
会長殿

この度、都合により貴協議会を退会したいので届出します。

| |
|-----------------|
| 所在地 |
| 社名又は団体名 |
| 代表者の氏名及び役職 印 |

入会金及び会費納入規程

(目的)

第 1条 この規程は、日本青果物輸出促進協議会規約(以下「規約」という。)第7条の規程に基づき、
入会金及び会費の納入に関する事項を定める。

(会費の額)

第 2条 会員が入会に際して納入する入会金及び年会費の額は、規約第7条の額とし、年度内の入
会の時期にかかわらず定額とする。

(会費の納入)

第 3条 会員に係る入会金及び年会費は、協議会事務局が請求する。

(会費の返還)

第 4条 会員が既に納入した入会金及び年会費は、会員の退会の場合も返還しない。

(規程の改廃)

第 5条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成27年5月28日から施行する。

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。